

標 題：

1997年発効の条約改正

NKテクニカル インフォメーション

No.: 211

Date: 平成9年3月31日

関係船主・造船所各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

1997年7月1日に、SOLAS条約の95年改正(95年締約国会議決議1)及び
MARPOL条約の95年改正(MEPC.65(37))が発効しますので、ここに概要をお知らせ
いたします。

1 SOLAS条約95年改正(95年締約国会議決議1)

カーフェリー「エストニア」号の沈没事故を契機とし、主としてRoro船の安全措
置の強化を目的として改正されました。改正の中にはRoro客船以外の船舶にも適用
されるものがあります。また、現存船に遡及適用（多くは1997年7月1日以降の最初
の定期的検査迄）されるものがありますのでご注意ください。各要件の概要について
は添付1を参照下さい。詳細は客船チームまでお問い合わせ願います。

2 MARPOL条約の95年改正(MEPC.65(37))

MARPOL条約付属書 Vに第9規則が新設され、廃棄物排出基準を明記したプラカー
ドの掲示、廃棄物排出計画書及び廃棄物記録簿の備付けが要求されることになりま
した（なお現存船については1998年7月1日以降適用が要求されます）

これらの要件は定期的検査の対象とはなりません、PSC等におけるチェックポ
イントとして検査の対象となります。各要件の概要については添付2をご参照下さい。
詳細については本部テクニカルサービス部までお問い合わせ願います。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

SOLAS 95年改正 (Roro改正)

(適用)

主としてRoro客船を対象としたものであるが、一部Roro以外の客船にも適用が及ぶ。(また、V章の改正の中には全ての船舶を対象とするものもある)

また新船(1997年7月1日以降建造)に加え現存船に適用する規定もある。操作要件に関する規定もある。

R	Roro客船
客	Roro客船以外の客船
新	新船(1997年7月1日以降建造)のみに適用される構造設備要件
現	現存船に適用される構造設備要件
操	操作要件(新船、現存船に適用)

規則No.	規則名/改正概要	適用				
		R	客	新	現	操
II-1章 構造（区画及び復原性並びに機関及び電気設備）						
Reg 8	損傷状態にある旅客船の復原性 復原性の確認は常に計算によって行うこと	○	○	○	○	○
Reg 8-1	損傷状態にあるRoro客船の復原性 現存船への復原性要件（90 SOLASへの完全適合）の適用 時期の変更（繰り上げ）	○			○	
Reg 8-2	400人以上の旅客を運送するRoro客船の特別要件 旅客定員400人以上を有するRoro客船の復原性の特別要件	○		○	○	
Reg 10	旅客船の船首尾隔壁、機関室隔壁、軸路等 衝突隔壁のの隔壁甲板上の上方延長	○	○	○	○	
Reg 15	旅客船の水密隔壁の開口 水密戸の航海前の閉鎖及びログブックへの記載について	○	○	○	○	○
Reg 19	旅客船及び貨物船の水密甲板、トランク等の構造及び最初の試験 隔壁を貫通している通風トランクの水密強度	○	○	○	○	
Reg 20	旅客船の限界線の上方の水密性 船楼内に開口がある空気管端の位置の要件	○	○	○		
Reg 20-2	Roro甲板下方の水密性の保全 隔壁甲板下の区画に通じる開口の保護と浸水防止警報装置	○		○	○	
Reg 20-3	Roro甲板への立ち入り 航海中のRoro甲板への旅客の立ち入り禁止	○		○	○	○

規則No.	規則名/改正概要	適用				
		R	客	新	現	操
Reg 20-4	Roro甲板の隔壁の閉鎖 Roro甲板上の横及び縦隔壁の閉鎖（注：可動式のものを設置している場合）	○		○	○	○
Reg 23-2	船体及び船楼の保全並びに損傷の防止及び制御 特殊分類区域及びRoro貨物区域に海水流入のおそれがある外板付扉の要件	○		○	○	
Reg 45	電撃、火災その他電氣的危険の予防手段 非常警報及び船内放送の配線については主管庁の承認が必要となる	○		○		

II-2章 防火並びに火災探知及び消火

Reg 28-1	Roro客船における脱出路 手摺りを設ける等避難路の要件	○		○	○	
Reg 37	特殊分類区域の保護 隔壁甲板より上の特殊分類区域から積極的に開閉可能な排水管にとりつけられる弁は航海中では開放されること。 また、その記録を航海日誌に記載すること。	○		○	○	○

III章 救命設備

Reg 6	通信 PAシステム（船内通報装置）の要求	○	○	○	○	
Reg 24-1	Roro客船に関する要件 救命艇及び救助艇並びに乗艇要件関連（Marine Evacuation System, 自己起立型（両面）救命筏、高速救助艇の搭載要求、集合場所付近への救命胴衣の追加配備等）	○		○	○	
Reg 23-2	旅客に関する情報 旅客に関する情報の収集及び記録	○	○	○	○	○
Reg 23-3	ヘリコプター着陸及びピックアップ区域 現存Roro客船にはピックアップ区域を、新造客船には着陸区域を要求	○	○	○	○	
Reg 23-4	客船の船長のための意志決定援助システム 印刷された計画書又はコンピューターによる意志決定援助システム	○	○	○	○	

規則No.	規則名/改正概要	適用				
		R	客	新	現	操

IV章 無線通信

Reg 1	適用 客船に関してはIV章の如何なる免除も認められないことになった	○	○	○	○	
Reg 6	無線設備 遭難警報送受信盤(Distress Panel), 船位測定装置の設置要求等	○	○	○	○	
Reg 7	無線設備 (総則) 航空用VHFの備え付け要求	○	○	○	○	
Reg 16	無線通信要員 遭難時の専従要員の指名	○	○	○	○	○

V 航行の安全

Reg 10*	遭難通報 遭難通信を受けた場合の処置 (搜索救助機関への通報等)	○	○	○	○	○
Reg 10-1*	安全な航海に関する船長の裁量 船長は航海の安全にかかる決定を下すに当たって船主・雇船者等による束縛を受けないこと	○	○	○	○	○
Reg 13	人員の配乗 作業用語(Working Language) の決定及びそれによるPlan等の表示	○	○	○	○	
Reg 15	搜索及び救助 関係搜索救助機関と協力のもとに作成、旗国の承認を受けた非常時の計画書(Plan)を備えおくこと	○	○	○	○	
Reg 23	運航上の制限 運航上の制限のリストを作成、これに従うこと	○	○	○	○	○

*全ての船舶が対象

VI章 貨物の運送

Reg 5	積付け及び固定 離岸前にCargo Securing Manualに従い積付け、固定すること	○		○	○	○
-------	---	---	--	---	---	---

MARPOL Annex V改正 (MEPC.65(37))

Reg 9 船舶からの廃棄物による汚染の防止のための規則が改正された。

(適用対象all ships)

- 長さ12m以上の全ての船舶に廃棄物排出基準を明記したプラカードの掲示を義務づける。
- 総トン数400トン以上又は搭載人員15人以上の船舶に排出計画書の所有を義務づける。(IMO作成のガイドラインによる)
- 総トン数400トン以上又は搭載人員15人以上の国際航海に従事する船舶及び海洋構造物にIMO作成の書式に従った廃棄物記録簿の所持を義務づける。(旗国の権限機関 (competent authority) による検査あり)